

滋賀県流域治水検討委員会(統合部会)設置要綱(案)

(目的)

第1条 流域治水基本方針(案)について意見を聴取するため、滋賀県流域治水検討委員会(統合部会)(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を協議し、意見を述べる。

- (1) 滋賀県流域治水基本方針(案)の策定に関すること
- (2) その他流域治水対策に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 滋賀県流域治水検討委員会住民会議委員
- (3) 滋賀県流域治水検討委員会行政部会委員

3 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学識経験を有する委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、学識経験を有する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 検討委員会には、専門的な検討をするため作業部会を置く。

2 作業部会は、学識経験を有する委員により構成する。

3 作業部会は、議事内容により作業部会に属する委員の全員または一部により開催する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、土木交通部流域治水政策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。